

## 登園許可証明書

かいづか保育園園長殿

園児名 \_\_\_\_\_

病 名 [ \_\_\_\_\_ ]

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので  
登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

印またはサイン \_\_\_\_\_

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

### ○医師の記入した「登園許可証明書」の提出が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	熱が下がった後3日を経過してから
インフルエンザ	発症(発熱したとき)した後5日を経過し、かつ熱が下がった後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水ぼうそう	すべての発しんが痂皮化(かさぶたになる)してから
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え、2日経ってから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状(目やに、充血など)が消えてから
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111など)	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで